

令和6年度 困難な問題を抱える女性への支援関係当初予算の概要

厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室

令和6年度当初予算 52億円（48億円）※（）内は前年度当初予算

○ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

- ・ 女性相談支援員（非正規職員）の配置に必要な費用（女性相談支援員活動強化事業）
- ・ 支援調整会議の設置・運営に必要な費用（困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業）
- ・ 民間団体との協働による支援の実施に必要な費用（民間団体支援強化・推進事業、若年被害女性等支援事業 等）
- ・ 女性相談支援センターの一時保護所の運営費（女性保護事業費負担金 等）
- ・ 女性自立支援施設の運営費（女性自立支援事業費補助金 等）
- ・ 女性相談支援センターにおける移送費や人身取引被害者の通訳者雇上費用（女性相談支援センター運営費負担金） 等

<主な拡充事項>

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

- ・ 女性相談支援員手当の拡充（勤勉手当の創設、実施主体の拡大：都道府県・市 ⇒ 都道府県・市町村）
- ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の拡充（実施主体の拡大：市 ⇒ 都道府県・市町村）
- ・ 女性自立支援施設通所型支援モデル事業の創設

2. 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金

- ・ 女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設における通訳者雇上費の対象者の拡充

<当初予算の内訳>

- ◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円（23億円）
- ◇ 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金 27億円（26億円）
- ◇ その他（研修費用）

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

困難な問題を抱える女性支援推進等事業費について

【令和6年度当初予算 26億円（23億円）※括弧内は前年度当初予算】

<R6年度当初予算における主な拡充事項>

- ・ 女性相談支援員手当の拡充（勤勉手当の創設、実施主体の拡大（都道府県市 ⇒ 都道府県市町村））
- ・ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の拡充（実施主体の拡大（市 ⇒ 都道府県市町村））
- ・ 女性自立支援施設通所型支援モデル事業の創設

1 体制構築・広報啓発等

- 1 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業
・ 基本計画の策定支援、専門職採用活動 等
- 3 民間団体支援体制強化・推進事業
・ 民間団体の掘り起こし・育成等
- 5 配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業
・ DV被害者及び同伴家族の保護支援に必要な連携体制を構築
- 7 困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業
・ 本庁又は女性相談支援センターにおける広報活動を実施

2 相談支援等

- 1 休日夜間電話相談事業
・ 女性相談支援センターにおいて夜間・休日の電話相談を実施
- 3 法的対応機能強化事業
・ 女性相談支援センターにおいて法的対応のための弁護士を配置
- 5 **女性相談支援員活動強化事業【拡充】**
・ 女性相談支援員（非正規）の手当等の支給

3 一時保護・施設入所等

- 1 一時保護所入所者個別対応強化事業
・ 一時保護所において個別対応職員を配置
- 3 **女性自立支援施設通所型支援モデル事業【新規】**
・ 女性自立支援施設の専門性を生かした通所型支援を実施
- 5 DV被害者等自立生活援助事業
・ 民間団体を活用し、DV被害等女性の一時的な居場所を提供

4 アフターケア

- 1 女性自立支援施設退所者自立生活援助事業
・ 女性自立支援施設において、施設退所者のアフターケアを実施

2 **困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【拡充】**

- ・ 関係機関により構成される協議会の設置・運営
- 4 女性相談支援センター等職員への専門研修事業
・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした研修実施
- 6 専門通訳要請研修事業
・ 人身取引被害者への支援に必要な通訳者を養成

- 2 女性相談支援センターSNS等相談支援事業
・ 女性相談支援センターにおけるSNSを活用した相談支援を実施
- 4 DV対応・児童虐待対応連携強化事業
・ 女性相談支援センターに児童相談所と連携を図るための職員を配置

- 6 若年被害女性等支援事業
・ 民間団体を活用し、若年被害女性等に対するアウトリーチ支援や居場所の提供、自立支援等を実施

- 2 同伴児童学習・通学支援事業
・ 一時保護所において学習指導員を配置。通学のための同行支援を実施
- 4 女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業
・ 女性自立支援施設の入所者に対し、退所前の地域生活体験を実施

5 国事業

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 **26** 億円の内数 (23億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

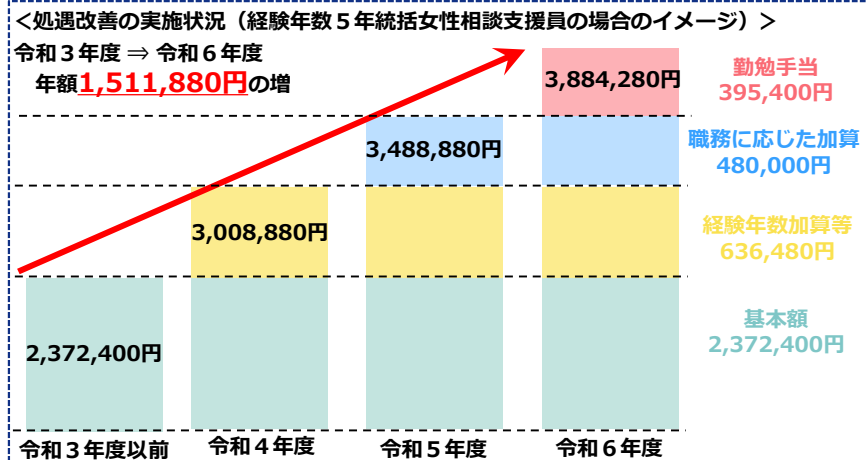
- 困難な問題を抱える女性への支援の担い手となる女性相談支援員（非正規職員）の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 女性相談支援員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供する。
- さらに、女性相談支援員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえた**実施主体の拡大（町村の追加）**。
- 地方自治法の一部を改正する法律を踏まえた、**勤勉手当の新設**。



3 実施主体等

<実施主体>

都道府県・市**町村**（特別区含む）

<補助率>

国 1 / 2（都道府県・市**町村** 1 / 2）

<相談員配置実績等>

相談員数：1,595人（R5.4.1時点）

相談対応件数：延べ434,285件（R4年度）

<補助単価案>

1. 女性相談支援員手当等

(1) 女性相談支援員手当

- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算（R4～）
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 ×（経験年数-2年）
研修未修了者：月額 3,500円 ×（経験年数-2年）
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当（R4～） 研修修了者：年額 474,480円
研修未修了者：年額 369,360円

工 勤勉手当（R6～） 研修修了者：年額 395,400円

研修未修了者：年額 307,800円

(2) 統括女性相談支援員加算 月額 40,000円（R5～）

(3) 主任女性相談支援員加算 月額 5,000円（R5～）

2. 女性相談支援員活動費

- ア 都道府県 女性相談支援員の数 × 60,000円
- イ 市町村 女性相談支援員の数 × 51,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 246,080円

困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業【令和3年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数 (23億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援員を配置している市区単位等で、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）を構築・運営し、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供する。

【拡充内容】

- 女性支援新法の施行を踏まえ、事業の実施主体（現行：市区）について、新たに**都道府県及び町村を対象として加える。**

2 事業の概要・スキーム

(1) 地域協議会

ア 代表者会議

ネットワークの構成機関の代表者が参集し、実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催し、①支援対象女性への支援方針全体の検討、②実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価等について協議を行う。

イ 実務者会議

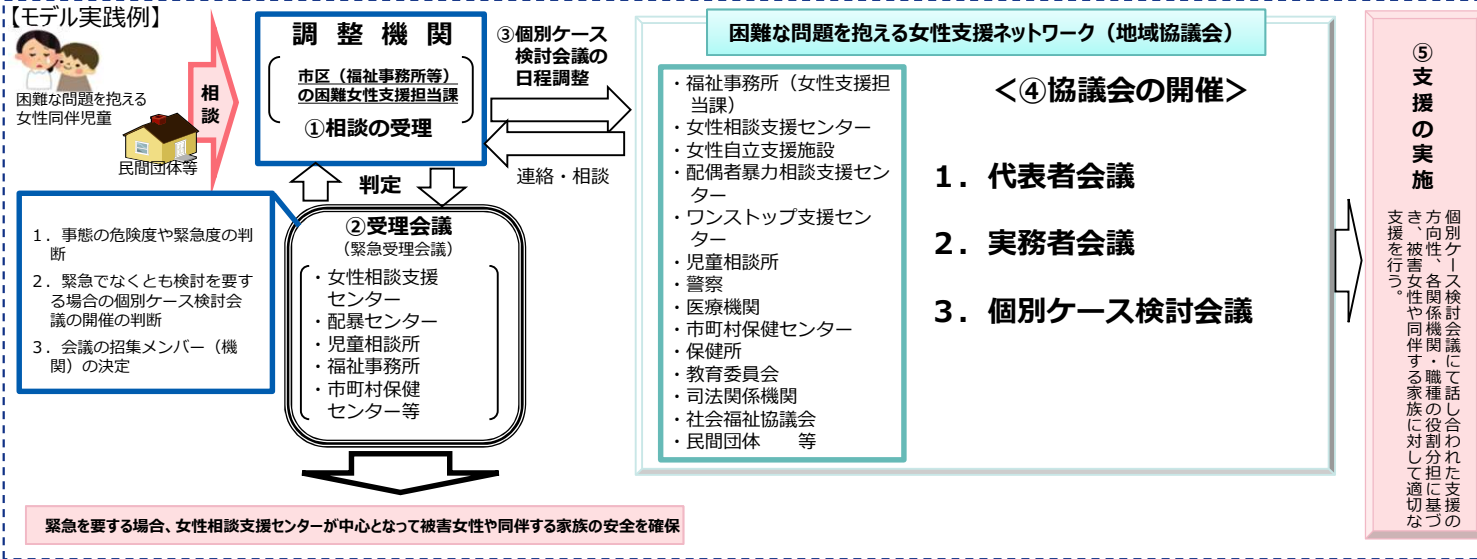
実際に支援を行う実務者から構成される会議であり、①全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、支援方針の見直し、②定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、③支援対象者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握、④協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告等について協議を行う。

ウ 個別ケース検討会議

個別の支援対象者について、直接の担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するために適時開催する。

(2) 調整機関

調整担当者を置き、地域協議会に関する事務を統括するとともに、支援対象者に対する支援が適切に実施されるよう、実施状況を的確に把握し、必要に応じて女性相談支援センター、その他の関係機関等との連絡調整を実施する。



3 実施主体等

【実施主体】 **都道府県**・女性相談支援員を設置している**市町村**（特別区含む）

【補助単価案】 1自治体当たり 8,770千円 【補助率】 国：10/10

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設（現：婦人保護施設）への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

参考：困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本方針（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）（抜粋）

特に、女性自立支援施設への入所措置がなされない場合、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けることが難しいとの指摘もあることから、例えば通所により、女性自立支援施設等の支援担当者の専門性を活かした支援を受ける等、入所措置に至らない場合の新たな専門的支援の在り方について、検討を深めていくことが必要である。

2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援

日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。

2. 心理療法

定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。

3. ピアサポート

施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。

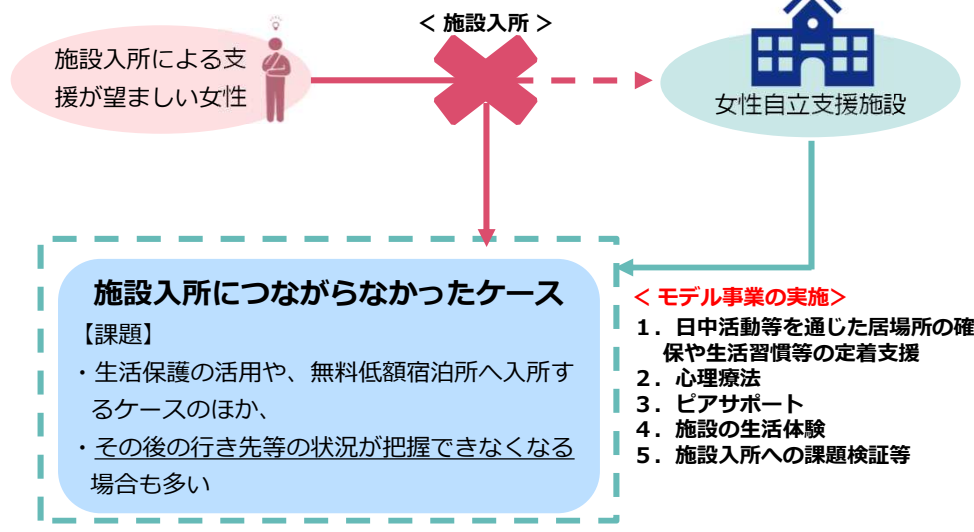
4. 施設の生活体験

施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。

5. 施設入所への課題検証等

入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助率】3/4

【補助単価案】1施設あたり 5,571千円、4の利用者一人当たり日額2,405円

困難女性支援活動・DV対策機能強化事業【平成14年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、啓発活動を行うとともに、早期発見に努め、必要な相談等に要する経費を補助する。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難女性支援活動推進等事業強化対策費（H14～）

（1）困難な問題を抱える女性支援に関する啓発活動事業

困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 384千円～672千円】

（2）女性自立支援施設退所者自立生活援助事業費

女性自立支援施設に生活援助指導員を配置し、退所者への相談・指導等を実施。
【補助単価案：1施設あたり年額 967千円又は1,933千円
+対象者や取組に応じた加算】

2. 配偶者からの暴力対策機能強化事業

（3）休日夜間電話相談事業（H14～）

電話相談員を配置し、平日時間及び休日の電話対応を実施。
【補助単価案：1自治体あたり月額 最大1,084,290円】

（4）配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業（H14～）

女性相談支援センターや福祉関係など関係機関との連絡会議等を開催。
【補助単価案：1自治体あたり 年額800,800円】

（5）女性相談支援センター等職員への専門研修事業（H14～）

配偶者からの暴力の特性や、通信機器の取扱いによって生じる危険性等への理解を深めるための研修を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 87,070円～261,210円】

（6）女性相談支援センター一時保護所入所者個別対応強化事業（H30～）

一時保護所に、個別対応職員を配置し、暴力のほか障害や疾病等を複合的に抱えているケースにも適切に対応できる体制を確保する。
【補助単価案：1自治体あたり年額 5,866千円】

（7）法的対応機能強化事業（H18～）

女性相談支援センターに非常勤弁護士等を配置し、DVや人身取引被害者からの法的相談を実施。
【補助単価案：1自治体あたり年額 769,080円】

（8）専門通訳者養成研修事業（H21～）

人身取引及びDVに関する専門的な知識をもった通訳者の養成研修を実施。
【補助単価案：1自治体あたり 年額667,790円】

（9）女性相談支援センターSNS等相談支援事業（R2～）

女性相談支援センターにおいて、SNSなど即応性のある文字情報等による相談支援を実施。
【補助単価案：1か所あたり年額 41,763千円】

（10）DV対応・児童虐待対応連携強化事業（R2～）

女性相談支援センターに、社会福祉士や保健師資格を有する者等を児童虐待防止対応コーディネーターとして配置し、児童相談所等と連携を図る。
【補助単価案：1自治体あたり年額 6,251千円】

（11）同伴児童学習・通学支援事業（R2～）

一時保護所において、学習指導員を配置し、同伴児童の学習指導等を行うとともに、生活指導員を配置し、小・中学校等に通学する際の同行支援を実施。
【補助単価案：学習支援 1施設あたり 1,635千円+連絡調整加算2,518千円
通学支援 1施設あたり 1,999千円】

（12）女性自立支援施設入所者の地域生活移行支援事業（H24～）

女性自立支援施設において、入所者を退所前に施設付近の住宅において生活させ、地域生活等の体験支援を行う。
【補助単価案：1施設あたり年額 600千円】

3 実施主体等

【実施主体】（1）、（2）、（12）：都道府県、（3）～（4）、（6）～（11）：都道府県及び女性相談支援センター設置指定都市

（5）都道府県、女性相談支援センター設置指定都市及び女性相談支援員設置市（特別区含む）

【補助率】 1/2 【令和5年度事業実施自治体】59自治体※（1）～（12）のいずれかを実施しているもの。

DV被害者等自立生活援助事業【平成26年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一時保護所退所後のDV被害等女性が、地域で自立し定着するための支援体制を構築するとともに、DV被害等女性に対する支援の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

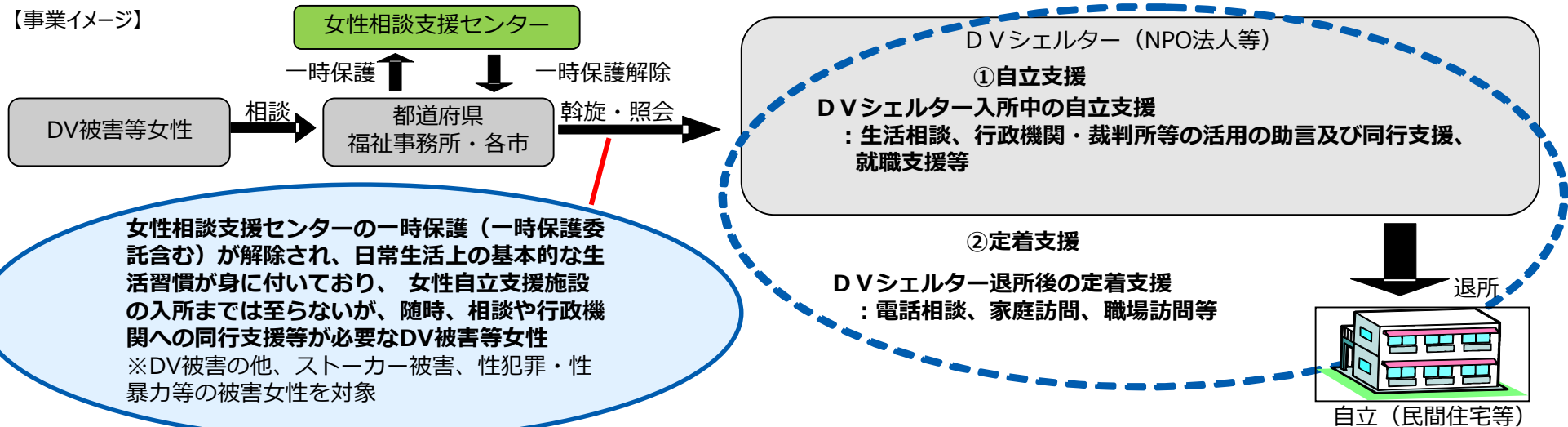
(1) 自立支援事業

DVシェルター等の一時的な居住場所に居住するDV被害等女性に対し、必要に応じて、①生活相談（金銭管理、整理整頓、食生活、健康管理等）、②行政機関・裁判所等の活用方法の助言及び同行支援、③就職支援、④その他必要な相談などDVシェルター等からの退所に向け必要な支援を行う。

(2) 定着支援事業

自立支援事業により、DVシェルター等を退所した者に対し、必要に応じて、①電話相談、②家庭訪問、③社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等の職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市（特別区含む） 【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市（特別区含む） 1 / 2

【補助単価案】 1か所当たり年額 4,700千円

【令和5年度実施都道府県】 13自治体（北海道、群馬県、埼玉県、兵庫県、鳥取県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、神戸市、福岡市、明石市、北海道苫小牧市）

若年被害女性等支援事業【令和3年度創設】※平成30年度からモデル事業として実施

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難な問題を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

2 事業の概要・スキーム

(1) アウトリーチ支援

困難を抱えた若年被害女性について、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談支援等を実施。

(2) 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

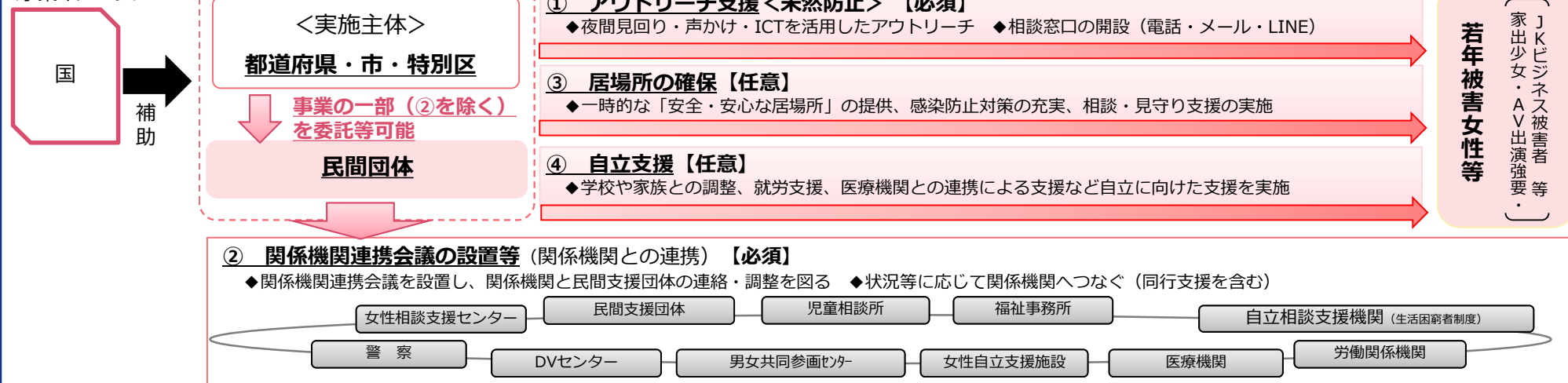
(3) 居場所の確保

一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された若年被害女性について、居場所を提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、不安や悩み等に対する相談支援を実施。

(4) 自立支援

継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

<事業イメージ>



3 実施主体等

実施主体 : 都道府県・市（特別区含む）

補助率 : 国 1/2、都道府県・市（特別区含む） 1/2

補助単価案 : 1か所あたり年額 45,649千円※（1）～（4）全て実施の場合

<事業実績>

令和4年度 : 3自治体（東京都、福岡県、札幌市）、6団体

令和5年度 : 5自治体（東京都、山口県、福岡県、札幌市、横浜市）、9団体

民間団体支援強化・推進事業【令和4年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26 億円の内数 (23億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 様々な困難を抱え女性に対する多様な相談対応や自立に向けた支援を各地域で行えるよう、支援を担う民間団体の育成等を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 民間団体支援推進事業

困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。

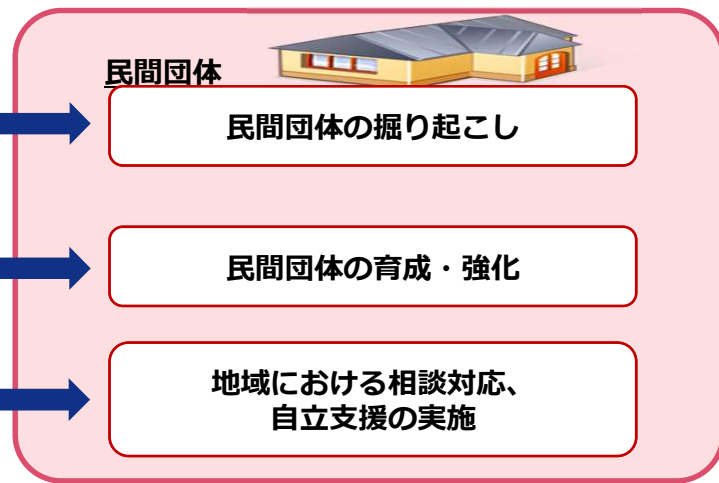
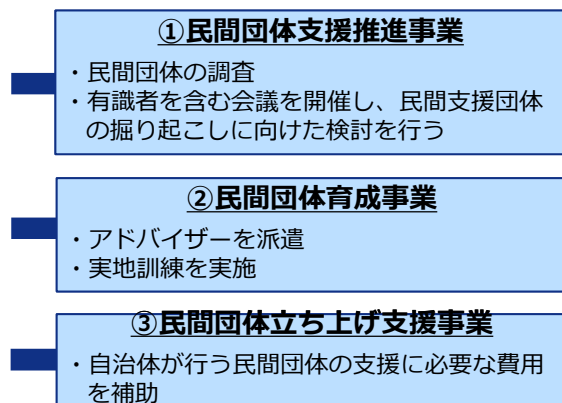
(2) 民間団体育成事業

都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。

(3) 民間団体立上げ支援事業

困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】 国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2
【補助単価案】 1自治体当たり 年額最大 11,345千円

【事業実施自治体数】 令和4年度：1自治体（明石市）
令和5年度：3自治体（福島県、福岡県、明石市）

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業【令和5年度創設】

令和6年度当初予算 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 26億円の内数（23億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ○ 困難な問題を抱える女性及び自治体等が必要な情報にアクセスしやすい環境整備や、全国フォーラム等の開催を通じた機運の醸成のほか、困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する各種調査研究等を実施する。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

(2) ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

(3) 広報啓発・フォーラムの開催

- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催等

2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進

- ・ 支援を受ける者の権利擁護の仕組み及び支援の質を評価する仕組みに関する調査研究等、困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する各種調査研究等を実施する。

<女性支援特設サイトイメージ>

あなたのミカタ
あなたに必要な支援が見つかる

厚生労働省

あなたのミカタがあります。

「私の悩みは誰にもわかってもらえない」
「自分さえ我慢すれば…」

その悩み、一人で悩まなくて大丈夫。
悩みや困窮の原因や理由を、入力してください。
いまここに、お取り扱いしてくれたあなたの所属に関する法律
と関連する情報が必ずあります。

あなたのミカタとは
「あなたのミカタ」は、DVや性暴力といった困難な問題を抱える女性のための支援ポータルサイトです。「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、さまざまな支援情報や各自治体・民間相談窓口を掲載中です。今、支援が必要なあなたの「味方」が見つかります。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
についてより知りたい方はこちら

自治体支援窓口

北海道	北海道
東北	青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島
関東	茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川
中部	新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知
近畿	三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
中国	鳥取 島根 岡山 広島 山口
四国	徳島 香川 愛媛 高知
九州	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島
沖縄	沖縄

支援情報を探す

自治体・民間団体の窓口一覧から探す
窓口一覧 >

お住いの地域から探す
都道府県を選択
市区町村を選択
検索 🔍

<女性支援特設サイト>
<https://anata-no-mikata.jp/>

3 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）

【補助率】定額

2. 女性保護事業費負担金 女性自立支援事業費補助金 女性相談支援センター運営費負担金

※女性支援新法施行に伴い、予算の目の名称変更を行う。

<～令和5年度>

- (目) 婦人保護事業費負担金
- (目) 婦人保護事業費補助金
- (目) 婦人相談所運営費負担金

<令和6年度～>

- (目) 女性保護事業費負担金
- (目) 女性自立支援事業費補助金
- (目) 女性相談支援センター運営費負担金

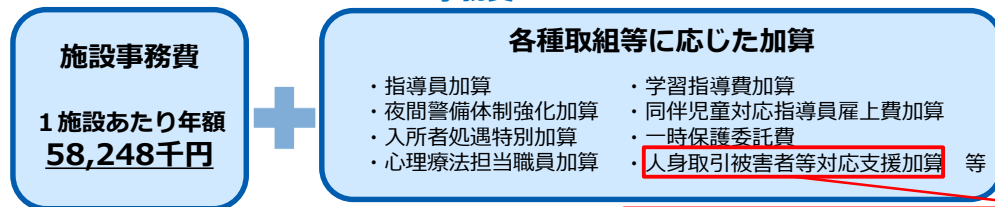
令和6年度当初予算 27億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

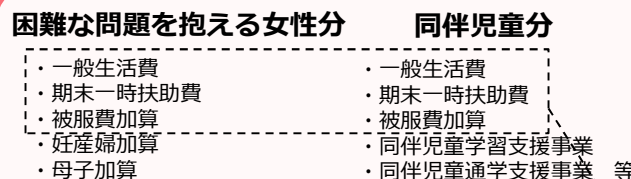
2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ
事務費



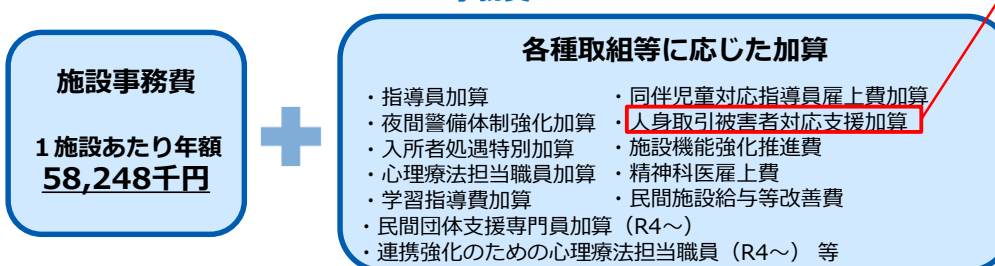
通訳者雇上費の対象を人身取引被害者を含む全ての外国籍を有する者へ拡大

事業費

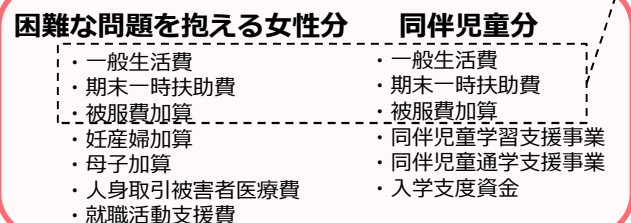


乳児同伴1名の場合の1世帯あたり月額 **146,600円**

<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ
事務費



事業費



（内 R5年度一般生活費要保護女子分：
乳児分：73,100円
乳児分：61,700円
幼児分：61,700円）

3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率） 国5/10、都道府県・指定都市5/10
- 女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県
（補助率） 国5/10、都道府県5/10

女性相談支援センター運営費負担金【平成14年度創設】

令和6年度当初予算 16百万円（16百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送や、外国籍を有するDV被害者・人身取引被害者等の保護に係る通訳の雇上等に必要な費用として、都道府県が支弁した経費に対し、国が負担するもの。

2 事業の概要・スキーム

（1）女性相談支援センター活動費

女性相談支援センターから困難な問題を抱える女性を女性自立支援施設、病院等へ移送する際の旅費及び連絡・調整等に要する役務費

（2）外国人女性緊急一時保護経費

外国人のDV被害者や人身取引被害者等を保護した際の通訳雇上費や在留資格の手続等で入国管理局等を訪問する際の旅費。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合の医療費を支給する。

（3）広域措置費

DV被害者において暴力加害者の追跡が激しく、自都道府県内では利用者の安全確保が図れないと判断される場合に、他の都道府県の女性相談支援センター及び女性自立支援施設等を利用することが有効かつ適切と見込まれる場合の移送費。

（4）相談・一時保護同伴児童経費

DV被害者等に同伴する児童のための保育及び学習教材備品等を整備し、相談及び一時保護の環境を整える。

※ 女性相談支援センターの人件費については、昭和60年度より一般財源化している。

3 実施主体等

（実施主体） 都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市

（補助率） 国5／10（都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市5／10）

社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）

参考

令和6年度当初予算：45億円の内数（45億円の内数） ※障害保健福祉部予算に計上。（）内は前年度当初予算額

1. 目的・事業概要

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県、指定都市、社会福祉法人が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。

2. 対象施設

女性自立支援施設、女性相談支援センター一時保護所

3. 設置主体

都道府県、指定都市、社会福祉法人

4. 補助率

- ・都道府県・指定都市が設置主体：国1／2、都道府県・指定都市1／2
- ・社会福祉法人が設置主体：国1／2、都道府県1／4、社会福祉法人1／4

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備
改築	既存施設の現在定員の増員を行わない改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む）
大規模修繕等	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事等、緊急災害時用の自家発電設備の整備等
防犯対策強化に係る整備	門、フェンス等の外構等の設置・修繕及び非常通報装置等の設置